

介護医療院・施設基準

1. 当施設は、厚生労働大臣が定める基準による、看護・介護を行う施設です。
看護・介護スタッフについては以下の職員を配置して入所者様のお世話にあたっています。

I型介護医療院 【 看護職員 6：1 介護職員 4：1 】

- ▽入所者 6 人に対し有資格の看護職員 1 人以上(うち 2 割以上は看護師)
- ▽入所者 4 人に対し介護職員 1 人以上

2. 当施設は、管理栄養士によって管理された食事を適温・適時(朝食午前 8 時・昼食午後 0 時・夕食午後 6 時)に提供し、厚生労働大臣の定める特別管理食に適合しているとして、愛媛県知事に療養食加算の届け出を行った施設です。

3. 当施設は、厚生労働大臣の定める理学療法(I)、作業療法の施設基準に適合しているとして、愛媛県知事に届け出を行った施設です。

- ▽当施設は、2 名の理学療法士と 2 名の作業療法士が種々の基本的動作能力の回復訓練を個々の症例に応じて行っています。